

# 覚書

労働者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と使用者 株式会社エスケイ・コミュニティー（以下、「乙」という。）は以下の事項に関して合意した。

1. 甲が自らのスキルアップの目的で受講する講座の受講料や教材については上限を6万円又は2万円までとして、甲は乙からの補助金を利用して受講、購入することができる。この補助金は、原則として返還するべきものである。但し、甲が補助金の申込をしてから2回以内に試験に合格かつ2年以内に資格を取得した場合については補助金の返還義務を免除する。  
※難易度が低めの資格（およそ合格率50%以上）については費用負担の上限金額を20,000円とします  
※本制度は教材や資格講座の費用の支援制度になります。試験の受講料や登録料には利用できませんので、予めご了承ください。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所		
氏名		印
乙 住所	東京都新宿区西新宿7-9-6 寿ビル4F	
会社名	株式会社エスケイ・コミュニティー	
役職	代表取締役	
氏名	小林 哲郎	印